

# 國際法外交雜誌

## 總 索 引

(自 第 1 卷)  
(至 第 100 卷)

國際法學會編

## まえがき

国際法学会の機関誌『国際法外交雑誌』は、二〇〇一年に創刊百巻を数えるに至った。これを機会に、当時の安藤仁介理事長は、学会の従前の成果をまとめるとともに将来への足がかりとすべく総目次総索引を刊行することを提案され、その責任者に神戸大学教授中村道会員を指名された。安藤仁介理事長の跡を引き継いだ松井芳郎理事長も、同会員に作業を継続することを依頼された。百有る余に跨る研究論文のなかから、索引項目を選定し、具体的に拾い上げ、これをデータ入力する作業は、それだけでも膨大な作業であるが、さらに時代によりまた研究者それぞれにより必ずしも同一ではない専門用語や翻訳語の用法、条約・判例の慣用名などの簡略表記、さらに論文原本に含まれる誤記などを修正しながら総索引を編集することは、極めて困難な作業であったはずである。中村会員は、この間、丹念かつ慎重に仕事を進められ、ようやくここに本書の刊行に至ることができた。本事業の完成を学会全体の発展のために慶賀するとともに、同会員の献身的なご努力に対して深甚なる謝意を表したい。本書の刊行事業には、もちろん他の多数の会員の協力があつた。その個々のお名前を挙げることはできないが、これらの方々にも心から感謝を申し上げる。

本書が日本の国際法学の今後の発展にとつてもつ意義は大きい。とりわけ研究者が先行研究への

敬意に基礎づけられた批判の精神と態度を失わないためにも、本書が常に座右に置かれて参照され、学問研究の必須の道具として常用されるようになることを期待する。国際法学会の会員数は今や一〇〇〇人を越えようとしている。その三分の一は助手・大学院生など、若手の研究者（または研究者の卵）である。その意味で国際法学会の前途は洋々たるものがある。同時に、学会の隆盛を支えているのは、主として西欧語によるドキュメントや論文を膨大な時間と労力をかけて読みこなす地道な努力を通じて積み上げられてきた日本の国際法学研究の成果の蓄積である。敢えて言えばその「死屍累々たる」研究業績の圧倒的な蓄積を目的の当たりにして、われわれは慄然とせざるをえない。それぞれの時代的制約と格闘し、あるいは時代に翻弄され、あるいは時代に抗う国際法学の先達の姿を、われわれは先行研究の中にみる。その姿に接することなくしては現在のわれわれの学問研究も確固たる基盤を失うであろう。若い研究者が先行研究のもつ意味に常に思いを致し、現在の視点からこれをきっちり批判し、その屍を乗り越える。その気概なくして日本の国際法学の将来を語ることはできない。本書の刊行が学問にとって当たり前であるそうした学問の作法の修得を促し、とりわけこれから国際法学を担っていこうとする若武者達の心の縁となることを祈ってやまない。

平成十七年一月

## 凡 例

一 本書は、国際法外交雑誌（第一〇巻までは国際法雑誌）の第一巻から第一〇〇巻までに掲載された論説、判例評釈、資料等の総索引であり、「総目次」、「分野別索引」および「著者索引」の三部から構成される。

二 総目次は、第一巻第一号から第一〇〇巻第六号までの各号ごとの目次を巻号の順序に従って掲げる。但し、図書を紹介のほか、初期に多く掲載されている雑報、雑録その他のうち極めて簡単な記事は省略した。分野別索引および著者索引は、総目次に掲げられた範囲内の事項についてである。

総目次には、各事項が掲載された雑誌の巻・号・頁を掲げた。頁数は、各巻の通頁で示したが、第七巻までは通頁がないため各号の頁である。なお、第一巻は、正式には巻数の表示がない。また、時期によりまたは巻によって実際に刊行された号数に変動はあるが、総目次から容易に確認できるので、巻号の一覧表は付していない。漢字は、著者名を除いて、新字体に統一した。

論説等の表題は、本文と掲載号の目次や巻の総目次とで相違する場合が少なくないが、すべて本文によった。また、連載事項の本文での表題等が同一でない場合も散見されるが、そのままにしてある。但し、資料中の国際・国内文書の誤記は訂正した。分野別索引における扱いも同じである。

三 分野別索引は、国際法、国際私法および国際政治・外交史の三分野に区分するとともに、各分野について分類した項目に従ってかつ各項目においては巻号の順序により事項を配列した。また、複数の分野・項目にまたがる事項は繰り返し掲げてある。

分野別索引項目は、次に掲げるとおりである。但し、これは、三分野ともに、国際法外交雑誌に掲載された事項を検索するうえでの便宜のために、分類したものにすぎない。

なお、資料・その他の記事は、三分野に区分せず、一括して国際法の分野の末尾に掲げてある。

四 著者索引は、著者の姓の五十音順に配列し、各著者ごとに掲載誌の巻・号を年代順に掲げた。同じ著者が一つの号に複数の事項を掲載している場合もあるが、その点は表示していない。なお、著者が匿名の事項については除外した。

本書の作成にあたっては、三分野からなる編集グループを設け、多大なご協力を得た。それらの方々は、国際法では戸田五郎、瀨本正太郎、山田卓平、国際私法では齋藤 彰、中野俊一郎、国際政治・外交史では吉川 元、都丸潤子の諸氏である。瀨本会員には、幹事役として、作業の全過程にわたりご尽力いただいた。また、ほかに、坂元茂樹、葉師寺公夫の両会員からは、学会との連絡・調整を含めご助言をいただいた。また、データ入力については、樋口恵子さん（元神戸大学法学部研究助成助手）にご苦勞をおかけした。ここに付記して厚く謝意を表したい。

平成一六年二月

中 村 道

分野別索引項目

【国際法】

一般・総論……………333

国際法の概念・性質

歴史・方法論

判例評釈

常設国際司法裁判所

国際司法裁判所

仲裁裁判

国内裁判

日本

その他

その他

法源……………362

一般

慣習法

条約

一般(定義・名称・種類)

締結・効力発生

遵守・適用・解釈

改正・修正

無効・終了・運用停止

その他

法典化

その他

国際法と国内法……………374

一般

国内裁判所における国際法の適用

国家……………376

一般(概念・種類)

承認(国家承認・政府承認・交戦団体承認)

承継(国家承継・政府承継)

主権(干渉・平等)

管轄権

一般

域外管轄権

免除(国家・外国軍隊・公船)

外交領事機関

外交機関

領事機関(含 領事裁判権)

その他(含 モンロー主義・門戸開放政策・ドミニオン・

保護国)

領域……………401

一般	
領域の得喪	
極地	
日本の領域	
一般	
北方領土・樺太	
竹島・尖閣	
沖繩	
朝鮮	
台湾	
委任統治地域	
その他	
領域紛争事例	
その他(含 租借地)	
海洋	
一般	
領水・接続水域	
漁業水域・経済水域	
大陸棚	
公海	
深海底	
海峡・国際水路・通航	
漁業	
汚染	
	436

海上犯罪取締	
その他	
空・宇宙	
空	
宇宙	
国際機構	
一般(含 国際行政法)	
国際公務員	
国際連盟	
一般・歴史	
加盟国(加入・脱退)	
組織	
活動	
一般	
紛争の平和的处理	
安全保障	
委任統治	
その他	
その他	
国際連合	
一般・歴史	
加盟国(加入・脱退)	
組織(除 国際司法裁判所)	
活動	
	460
	457

一般  
紛争の平和的解決  
安全保障  
経済的・社会的協力  
非自治地域・信託統治  
その他  
専門機関  
地域の機構  
その他  
自決権・非植民地化……………487  
私人……………488  
一般  
国籍  
外国人の地位  
亡命・難民  
少数者  
外交的保護  
人権  
一般  
普遍的人権文書（世界人権宣言・国際人権規約など）  
地域的人権文書  
国内法秩序における国際人権法の地位  
その他  
国際犯罪・刑事司法共助（含 戦争犯罪）

法人  
その他  
経済……………508  
一般  
通商・貿易（含 GATT・WTO）  
投資・収用・国有化  
金融（含 世銀・IMF）  
援助・協力  
その他  
環境……………532  
健康・文化……………533  
国際責任……………534  
一般  
責任の発生  
責任の追及・解除  
紛争の平和的処理……………536  
一般  
非裁判処理  
裁判処理  
一般  
仲裁  
常設国際司法裁判所  
国際司法裁判所  
安全保障……………548



一般

戦争の違法化・自衛

二国間・地域的安全保障・同盟

軍縮

武力紛争

一般

武力紛争法の適用

戦争・武力紛争の概念

戦争・武力紛争の開始と終了・休戦

非国際武力紛争・内戦

その他(含 戦時復仇・戦数)

害敵手段・方法の規制

兵器の規制

攻撃対象の規制

陸戦(占領)

海戦

空戦

保護されるべき者

捕虜

傷病者・難船者・衛生要員

文民・一般住民

その他

財産の保護

中立

569

事例

日露戦争

第一次世界大戦

満州事変・日中戦争

第二次世界大戦

戦争法の適用

講和・戦後処理・占領

その他

その他

資料

条約

国際裁判所判決

その他国際文書

国内裁判所判決(含 捕獲審検所検定)

その他国内文書

文献目録

その他

その他

人事消息

雑件

【国際私法】

国際私法一般

国際私法総論

658

775

- 法律關係の性質決定
- 本国法
- 住所地法・常居所地法
- 公序
- 外国法の適用
- 先決問題
- 沿革・学説史
- 法例改正
- ハーグ条約
- 能力
- 法人
- 法律行為（方式、代理、意思表示など）
- 物権
- 債権（含 債権者代位・取得、製造物責任）
- 婚姻
- 離婚
- 親子
- 相続・遺言
- 国籍法
- 外人法
- 国際取引法
- 海事
- 航空
- 国際経済法

- 
- 国際租税法
  - 知的財産法
  - 統一法
  - 国際民事訴訟法一般
  - 国際裁判管轄
  - 外国判決の承認・執行
  - 国際仲裁
  - 国際倒産
  - 民事裁判権の免除
  - 司法共助

- 【国際政治・外交史】
- 一般……………
- 日本関係
- アジア・オセアニア関係
- 中東・アフリカ関係
- 北米・中南米関係
- ヨーロッパ関係